

自然環境の保全・創造・活用（身近な緑）

要望先：財務省・国土交通省・環境省

県担当課：みどり自然課

本県では、急速な都市化の進展により多くの緑が失われている。特に平地林は過去30年間で全体の3割近い6,229haが消失し、現在もなお減少が続いている。

緑は、暮らしに潤いと安らぎをもたらすほか、ヒートアイランド現象を緩和する効果を持つなど、ますますその重要性が高まっており、身近な緑の保全と創出を図ることが緊急の課題となっている。

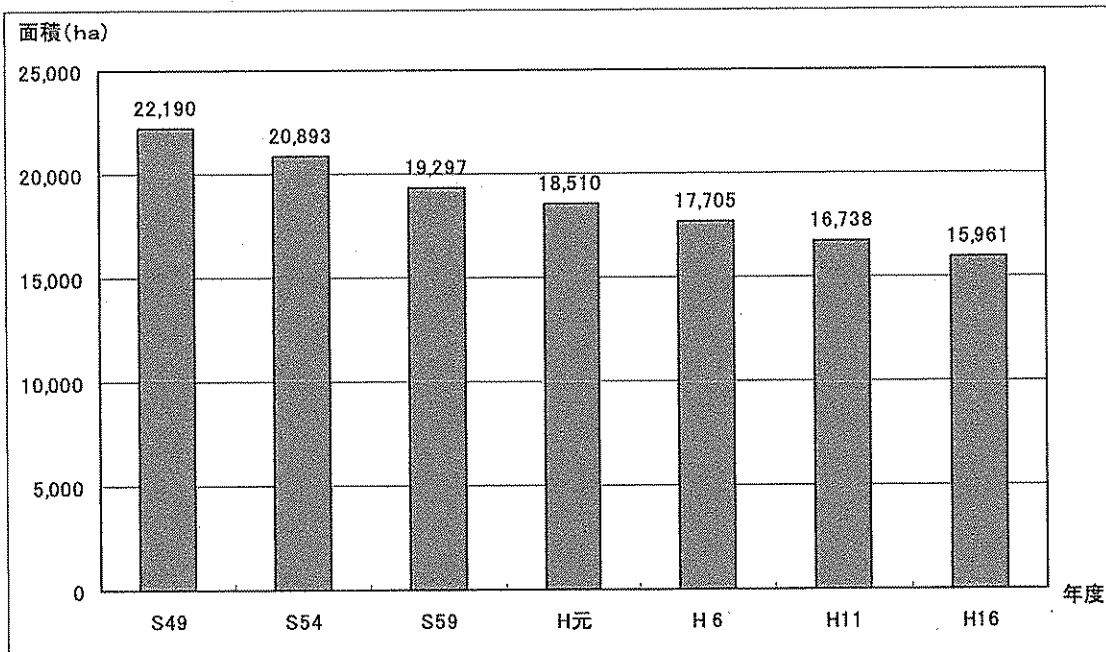
1 緑地保全のための税負担の軽減

財務省・国土交通省

減少を続ける平地林を保全するため、相続税課税評価の軽減及び納税猶予制度の創設、公有地化に係る譲渡所得特別控除額の収用事業並みへの引き上げ、並びに、相続税納付のために物納された緑地を地方公共団体が保全できるようにする制度の創設を行うこと。

◆本県平地林の減少の推移

各年度末現在



三富地域の一角に位置する、首都圏域の貴重な緑地空間である「くぬぎ山」地区を近郊緑地保全区域に指定すること。

◆ くぬぎ山地区

川越市、所沢市、狭山市及び三芳町にまたがる約 152ha の平地林で、武蔵野に残された貴重な緑地空間である。

農用林としての役割が失われてきたこと、都市的な土地利用が進展していることにより平地林の荒廃や産業廃棄物処理施設等への改変が進み、現在、緑地率は約 7 割となっている。

◆ 保全の方向性

くぬぎ山地区全体について首都圏近郊緑地法に基づき国による近郊緑地保全区域としての指定を受け、さらに公有地や買入れ申出のあった緑地を県が近郊緑地特別保全地区として指定し、保全を図るとともに、三富地域の緑地保全の端緒とする。

◆ 地元関係者への対応

地権者、地区内の事業者等を対象として説明会、アンケート調査等を実施し、意向を把握するとともに、指定に向け理解を求めている。

自然再生事業を推進するため、産業廃棄物処理施設その他の施設の移転補償、跡地取得及び植生復元のための補助制度を創設すること。

◆ くぬぎ山地区における自然再生事業

本県では、くぬぎ山地区において、自然再生推進法の制定以前から自然再生事業に取り組み、平成 14 年及び 15 年度においては環境省補助事業を導入して廃棄物処理施設の撤去及び植生復元などを実施してきた。さらに、平成 16 年度には自然再生協議会が発足するなど、取組が進んでいる。

今後、自然再生事業を着実に進展させるためには、「必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める」とする自然再生推進法第 15 条の趣旨に則り、現在廃止されている環境省の補助制度を復活させ、廃棄物処理施設の移転補償などのための財政支援が必要である。